

平成26年度 若年労働者等キャリアアップ支援・相談事業について

事業概要

若年労働者等を対象に、本人の職業経験や能力を踏まえ、今後の職務に活かせる訓練を選択するためのキャリア・コンサルティングを行い、中長期的なキャリア形成を支援するための訓練につなげるなど、自発的なキャリア形成を支援する。

また、人事労務管理や相談業務の経験があり、キャリア・コンサルタント資格取得後に、即戦力としてキャリア・コンサルティングに従事できる者に、キャリア・コンサルタント資格の取得を促進するとともに、資格取得後に必要な研修を実施する。

キャリア・コンサルタントの養成

即戦力として当該キャリア・コンサルティング業務に従事できる者がキャリア・コンサルタント資格(※)を取得することを支援する。

【対象者】

人事労務管理や相談業務に従事した経験が一定以上ある者

【内容】

上記の者に対して、キャリア・コンサルタント能力評価試験の養成講座を受講させた団体に対して、講座実施費用の一部を支給する。

※ キャリア形成促進助成金対象のキャリア・コンサルタント能力評価試験

キャリア・コンサルタントへの研修の実施

キャリア・コンサルタント有資格者に対して、当該キャリア・コンサルティング業務に従事するに当たり、必要な研修(30時間程度)を実施する。

【研修プログラムの内容(イメージ)】

- ・中長期的なキャリア形成を支援する意義
- ・中長期的なキャリア形成支援に係るキャリア・コンサルティングの実施に必要な知識(資格、資格に係る業界の理解等)
- ・教育訓練の受講と個人のキャリア形成について(訓練受講とキャリアアップ、キャリアチェンジ等)
- ・当該キャリア・コンサルティング実施時の留意事項(訓練受講の有効性の判断等) 等

中長期的なキャリア形成を支援するため
キャリア・コンサルティング実施へ

(標準レベル以上キャリア・コンサルタントの数)
約41,000人(平成25年3月末現在)